

住民監査請求
監査結果報告書

平成25年4月26日

富田林市監査委員

富田林市職員措置請求に係る監査結果

(平成25年2月26日付け請求分)

人権文化センター行政財産管理に係る住民監査請求

目 次

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	監査請求書の提出	P 1
3	請求の内容	P 1
4	請求の受理	P 2
第2	監査の実施	P 2
1	監査対象事項	P 2
2	請求人の陳述	P 3
3	監査対象部局の意見書の提出及び陳述	P 3
第3	監査の結果	P 3
1	事実関係の確認	P 3
2	請求人の陳述内容	P 4
3	監査対象部局の意見及び陳述	P 4
4	判断	P 6
5	結論	P 8
6	意見	P 8

第1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

〔1〕 請求人

住所

氏名

〔2〕 監査請求書の提出

平成 25 年 2 月 26 日

〔3〕 請求の内容

部落解放同盟富田林支部（以下「富田林支部」という。）は以前から現在まで、富田林市「人権文化センター」内で事務を執っています。証拠によって明白であります。

証拠 1、富田林支部・第 50 回定期大会・議案書(2012 年 7 月 14 日(土)開催)17 ページ・支部規約第 1 条「事務所を富田林市若松町 1 丁目 9 番 12 号に置く」。この住所は人権文化センターの所在地であります。

証拠 2、富田林支部の狭山事件の署名要請ビラ(2011 年 11 月 15 日)に記載されている支部事務所の所在地が人権文化センターとなっております。

証拠 3、富田林支部の封筒の差し出し住所が人権文化センターにあり、電話番号、FAX 番号が事務所内にあることを記載しています。

平成 21 年の立ち入り監査では看板を外したのみで、実態は平成 21 年以後も 21 年以前と同じであり、これは不正・不法使用を平成 21 年以前も以後も行ってきたこと。貸室料金に換算すれば莫大な金額になります。これは市財政の損失であります。よって監査請求をします。

なお、富田林市人権協議会（以下「人権協議会」という。）による転貸は行政財産使用許可に違反しています。富田林支部による人権文化センター内 1 部の長年の占拠は不正・不法であり、犯罪性が強い。行政当局の監督責任を合わせて、厳しく糾すものであります。

事実証明書

富田林支部・第 50 回定期大会・議案書(2012 年 7 月 14 日(土)開催)

富田林支部の「狭山事件勝利にむけた署名のお願い」ビラ(2011 年 11 月 15 日)

人権協議会と富田林支部の封筒の写し

（事実証明書の内容は省略）

〔4〕 請求の受理

（1） 請求人の資格について

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定において住民監査請求を行なうことが出来る請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

（2） 請求期間について

法第 242 条第 2 項の規定により、違法若しくは不当な財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは監査請求をすることができないとされている。

しかし、本件請求における請求人が主張する「富田林支部による人権文化センターの不当・不法な占拠によって市財政の損失が発生している」という内容については、行政財産の管理を怠る事実に関することで、それが継続しているという怠る事実の是正を求めているものである。

また、本件請求における怠る事実が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断によるものではないことから、期間制限の適用はなく、適法な請求であると判断した。

（3） 監査請求の内容について

1. 富田林支部が人権文化センターの一部を不正・不法使用しているので、貸室料金に換算すると莫大な金額になり市財政の損失であると主張している。
2. 人権協議会が富田林支部に人権文化センターの一部を転貸することは行政財産使用許可に違反し、また、富田林支部の長年の占拠は不正・不法であり犯罪性が強いと主張している。
3. 上記理由により行政当局の監督責任を厳しく糾すと主張している。

以上により、本件請求は法第 242 条の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 3 月 1 日にこれを受理した。

第 2 監査の実施

〔1〕 監査対象事項

（1） 転貸の事実について

市から行政財産使用許可を得て人権文化センターの一部を使用している人権協議会が、請求人が主張するような無断で富田林支部に転貸しているという事実があるのかを監査対象とした。

（2） 損害発生について

仮に、上記（1）の事実があるならば市の損害が発生しているのかを監査対象とした。

〔2〕 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 25 年 4 月 9 日に陳述の機会を与えた。

〔3〕 監査対象部局の意見書の提出及び陳述

本件について、市民人権部人権文化センターを監査対象とし、行政当局（市長及び市民人権部長）に対しての請求に係る意見書の提出を求めるとともに、平成 25 年 4 月 9 日に市民人権部長及び人権文化センター長、担当職員より陳述を聴取した。

第 3 監査の結果

〔1〕 事実関係の確認

(1) 人権文化センターについて

富田林市立人権文化センターは、昭和 41 年に「文化会館」として設置された後、昭和 48 年に基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的・経済的・文化的生活の向上をはかり同和問題の速やかな解決に資することも目的とする「解放会館」と名称変更され、さらに平成 14 年には、現行設置条例の施行により基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、市民の交流を促進し、もって市民一人ひとりの人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現に資することを目的とする現「人権文化センター」と名称変更され現在に至っている。

そのため、人権文化センターでは広く市民への一般利用を促進し地域のコミュニティセンターとして講習講座の開催や各種相談事業などを展開している。

なお、富田林市立人権文化センター条例第 7 条の規定により、センターの使用は無料とするとしている。

(2) 行政財産使用許可の状況について

人権文化センターは市が管理運営しているが、現在、人権協議会からの申請に基づき同センターの一部について行政財産使用許可を与えている。

（平成 24 年 4 月 1 日付けで、平成 24 年 4 月 1 日から翌 25 年 3 月 31 日までについて「行政財産使用許可書」を交付している。過年度についても 1 年ごとに使用許可を与えている。）

許可面積は、66.5 m²（同センター建物の延面積は 805.00 m²）

光熱水費は面積按分の上、市に納入することが明記。

（平成 23 年度分の人権協議会負担分 152,609 円が平成 24 年 4 月 12 日に納入されているのを確認した。）

(3) 行政財産使用の根拠等について

行政財産は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるもので、富田林市公有財産規則第 19 条の規定により、国又は地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するときなどに、その使用を許可することができるとし、同規則第 25 条の規定により、行政財産を使用する者に対しては、当該財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならないとしている。

〔2〕請求人の陳述内容

請求人の陳述は、提出があった措置請求書内容の補足として次の陳述があった。

(1) 陳述による補足内容の要旨

1. 請求の内容については、転貸による市財政の損失に関し、市が富田林支部に対して損失分の返還を求めて損害賠償請求をするように勧告すること。
2. 人権協議会と富田林支部とは不離一体のもので人権協議会は運動団体であることから、人権協議会への行政財産の使用許可は不当である。また転貸などの使用許可時の禁止条項違反を認めない市行政の体質改善及び人権協議会等とも関係する条例（市営住宅条例）を改正するよう要請すること。
3. 転貸に関する事実に関しては、以前に市議会および市監査委員が人権文化センターを立ち入り検査したときは、同センターに設置してあった富田林支部の看板を取り外しただけで、実際にはそれ以降の同センターを使用していたことは前記証拠等で明らかであり、人権協議会は行政財産使用許可書第 6 の禁止条項に違反している。
4. 人権協議会は、富田林支部の指令塔であり若松町一丁目住宅組合連絡協議会や各住宅組合はその行動の動員部隊と見ることができるもので、実態的には、人権協議会とは富田林支部のダミーであり、富田林支部そのものである。

市は、人権協議会に無料で同センターの部屋を貸す一方で、人権協議会に住宅や駐車場管理に関する有料委託業務を契約するなど、不当に特別扱いしている。

〔3〕監査対象部局の意見及び陳述内容

(1) 監査対象部局の意見書

1. 人権文化センター沿革

昭和 41 年に市民の経済的、文化的生活の向上、ならびに社会福祉の増進をはかり、健全な市民生活の育成を期することを目的に「文化会館」として設置された。

昭和 48 年に基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的・経済的・文化的生活の向上をはかり、同和問題の速やかな解決に資することを目的とする

「解放会館」に名称変更された。

平成 14 年に基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、市民の交流を促進し、もって市民一人ひとりの人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現に資することを目的とする「人権文化センター」に名称変更され、本年度で設立後 47 年目となる。

2. 経過及び現在の状況

富田林支部については、文化会館の設置当初から同和問題の速やかな解決に協力することを目的として、事務所を設け入居していたものと理解している。

その後、40 数年間において富田林支部の看板をはじめ机等が設置された状況にあるなか、市議会から特定の運動団体の事務所が置かれ、占有していることは地方自治法や市条例に違反するといった指摘を受けてきており、富田林支部事務所の問題解決を図るべく申し入れ協議を行ってきた。

このような状況から、現在では富田林支部の看板及び机等が撤去されており、事務所としての形態・使用がなくなっている。

しかしながら、依然として電話回線、住所、EAX 番号の使用問題が現在も残っている状況にあることから人権協議会並びに富田林支部に申し入れを行い、事実の解消に努めてきていますが問題解決にいたっておらず、引き続き速やかな事実の解消を行うべく申し入れを行い問題解決に努めている。

人権協議会につきましては、同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に協力し、差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与することを目的とする団体であり、平成 15 年 3 月に富田林市同和行政協議会から出された意見具申において、「行政としては、人権施策等を推進するための協力機関として活用することが望まれる。」と意見が出されており、これらのことを踏まえ行政財産使用許可書により人権文化センターの一部の使用を認めている。

3. 請求要旨に対する意見

今回の請求の要旨にある「証拠 1. 支部規約における人権文化センター住所の使用」、「証拠 2. 署名要請ビラにおける支部事務所の所在地」、「証拠 3. 富田林支部の封筒における住所の使用及び人権協議会事務所内に電話回線の設置やファックス番号」については事実として認識している。

「証拠 1」、「証拠 3」については人権協議会並びに富田林支部に申し入れを行い、事実の解消に努めてきているが問題解決にいたっておらず、引き続き速やかな事実の解消を行うべく申し入れを行い問題解決に努めている。

なお、「証拠 2」については、署名要請ビラの内容を確認した時点において、人権協議会内に富田林支部事務所が存在し事務を行っているがごとくであり、市民の方々に誤解を与えるのではないかとこのことで、人権協議会事務局に対し、職員に厳重注意をすると共に、今後同じような事案が起きることのないよう周知徹

底することを強く指導した。

これに対し人権協議会は、同じことが起きないようにするとのことで解決できたものと理解している。

次に、人権協議会による転貸については、住民監査請求があったことから、同人権協議会への平成 24 年 4 月 1 日付け行政財産使用許可書第 6 条 3 号による転貸の有無について、平成 25 年 3 月 12 日、人権協議会事務局長に事実確認を行なったところ、転貸の事実は無く、人権協議会の事務所内においては、富田林支部は存在しないことを確認している。

また、富田林支部に対する貸室料金未徴収による市財政の損失については、富田林市立人権文化センター条例第 7 条の「センターの使用料は、無料とする」との規定により本市財政の損失にあたらぬものと考えている。

(2) 陳述による補足内容の要旨

1. 平成 14 年 3 月には、富田林支部の事務所が人権文化センター内にあったと聞いているが、平成 17 年 4 月には看板も事務所も無く、机もなかったと記憶している。
また、現時点においてもその実態は無い。
2. 人権協議会が人権文化センターの一部を使用するにあたって、平成 18 年 10 月からは申請に基づき行政財産使用許可書を発行している。
その使用許可の要件である使用目的は、人権協議会事務所および専用掲示板の設置場所として使用するものと明記している。
3. 意見書のとおり人権協議会は市の協力団体である。人権協議会と富田林支部は別組織であるが、部落解放同盟設立当時は富田林支部が市の協力団体であったと思う。
4. 人権文化センター内に富田林支部の電話回線が存在することは事実である。
5. 富田林支部の規約や封筒の住所・FAX 番号表記、電話回線が同センター内に存在することは事実があり、連絡先となっている可能性があるものの、富田林支部事務所としての実態はなく、財産的な損失はないものと認識している。

〔4〕判断

- (1) 市は、平成 18 年頃から、法第 238 条の 4 第 7 項及び富田林市公有財産規則第 19 条の規定に基づき、市の人権政策等を推進するための協力機関としての人権協議会に対して人権文化センターの一部につき行政財産の使用許可を行っている。

請求人は、使用許可を受けていない富田林支部が、支部規約においてその住所を人権文化センターの所在地としていることや、富田林支部の封筒の差出人の住所も人権文化センターの所在地になっており、ファックスも使用許可を受けている人権協議会が使用しているファックス番号が記載されていること、更には平成 23 年 11 月 15 日付けで富田林支部が支部員や市民に対し署名の要請を行った書面における提出先を支部事務局としているが、そこには恰も人権文化セン

ター内の人権協議会職員が支部事務局員であるかのような記載がされている、等の事実を根拠として、人権協議会が使用許可を受けている行政財産を違法に富田林支部に転貸していると主張している。

そのうえで市に対し、富田林支部に違法な使用を止めさせることと、行政財産の管理を怠ったことにより発生した富田林支部の不法占拠に伴う賃料相当損害金の支払いを求めることを請求している。

- (2) 請求人が主張している上記 から までについては、請求人が提出している事実証明書からいずれも事実であると考えられ、また、監査対象部局も事実であることを確認している。

これらの事実からは、少なくとも富田林支部が、人権協議会が使用許可を受けている人権文化センターの一部を連絡先としている事実を認めることが出来る。

また人権協議会は、市から 及び につき平成 21 年以後たびたび事実の解消を求められているにも関わらず改善されていないことや、その職員が富田林支部の署名の提出先とされている の事実を考慮すると、富田林支部が使用許可を受けている人権文化センターの一部を連絡先としている事実を十分に認識し容認してきたものと認められる。

人権協議会が市から人権文化センターの使用許可を受けるにあたっては、その使用目的が、人権協議会事務所及び専用掲示板の設置場所に限定されており、富田林支部の連絡先としての使用は、行政財産使用許可において定められた使用目的に違反している可能性が高い。

市は、 及び の事実について、これまで人権協議会に対して何度も解消を求めてきたと言うが、市には目的外の使用があった場合は使用許可を取り消すことが出来るような強い権限が存在するにもかかわらず(行政財産使用許可書第 6 条 4 項)長年にわたり事実が改善されないままに使用許可を継続してきたことや、

の事実から明らかなように、平成 23 年 11 月に人権協議会の職員において、市のそれまでの要請に完全に反する行為が行われているにもかかわらず従前どおりに使用許可を継続している事実を考慮すると、市において行政財産に対する適正な管理が行われてきたとは言い難い。

- (3) 市における人権文化センターの管理には問題があると考えられるが、住民監査請求の対象となる行為は、財務会計上の行為としての性質を有するものでなければならず、法第 242 条第 1 項の「財産の管理」に該当すると言えるためには、財産的な価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為でなければならない(最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決)。

従って仮に、人権協議会が富田林支部に転貸し、富田林支部が独立した使用を行っている事実が認められるのであれば、人権協議会に対しては無償で使用を認めていたとしても違法な使用に伴う損害から人権文化センターの財産的な価値

を維持・保全する必要性が問題となる余地があるが、 から までの事実からは、富田林支部が転貸を受けているとまで判断することは出来ない。

また、請求人自身も人権文化センター内で富田林支部が現実に使用している事実までは確認していないことを認めているうえ、平成 22 年 1 月 19 日の定期監査において、監査委員により人権文化センターの人権協議会による使用状況の現地調査を行った際においても、看板などはなく転貸しているような事実は確認されなかった。

以上により、請求人が本件において問題としている行為によって財産的な損害が発生しているとは考えられない。

住民監査請求制度は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保することを本来の目的とするもので、請求の対象については職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限定している。

たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。(最高裁判所平成 6 年 9 月 8 日判決)

第 4 結論

よって、本市職員等による人権文化センターの管理に適切を欠くところがあったとしても、本件においては住民監査請求における財産の管理を怠ったと判断することは出来ず、本件請求には理由がない。

第 5 意見

請求人による本件住民監査請求については、以上の理由により棄却せざるを得ないが、人権協議会が人権文化センターを富田林支部の連絡先とすることを容認するかのような使用を継続しているのを放置することは許されず、疑わしい事実の解消に向けて厳格な対応が求められる。